

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成19年 9月18日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（1A）ディーゼル機関分解点検において、燃料噴射管継手シール部に傷（1台）が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	原子炉停止時冷却系ポンプ（A）振動記録計の記録用紙押えの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	開閉所空気圧縮機（B）給油ポンプにおいて、「吐出圧力低」警報の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
4	2号機	復水器（C）第1水室出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
5	3号機	主タービン本体の軸承台点検において、第7軸受（発電機側）及び第5軸受（タービン側）の油切りとロータ間の隙間に目標値外れが認められたため、当該油切りを交換	D	
6	3号機	主タービン本体点検において、カップリング4箇所のカップリングボルトカバーのカシメ代が無くなっているのが認められたため、当該カバーを交換	D	
7	3号機	補助海水系ポンプ（A）出口逆止弁点検において、弁体シートのゴムライニングの一部に損傷が認められたため、当該部を補修	D	
8	3号機	原子炉一次格納容器隔離系が動作したため調査したところ、同系の制御信号用ヒューズ（16A-F23）切れが認められたため、当該ヒューズを交換及び対応検討	B	
9	3号機	循環水ポンプ（B）電動機冷却水入口ドレン弁において、閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	タービン建屋地下1階非常用ディーゼル発電機（3A）室の建屋漏水検出器に誤動作が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
11	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）入口弁において、表示灯リミットスイッチ回路に地絡事象が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
12	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-07）（42-35）のアクュームレータ充填水入口弁（2台）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-23）（06-27）（26-15）（38-07）のアクュームレータ充填水入口弁（4台）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	3号機	原子炉一次格納容器隔離系が動作したため調査したところ、同系の制御信号用ヒューズ（16A-F24）切れが認められたため、当該ヒューズを交換及び対応検討	B	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	所内ボイラ（B）重油流量積算計前弁のシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	3号機	主発電機固定子冷却水ポンプ（A）点検において、軸オイルシール部に摺動傷が認められたため、当該部を修理	D	
17	4号機	高圧注水系補助油ポンプ反カップリング側軸受下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	11月22日再審議にてグレード変更 D → C
18	4号機	高圧復水ポンプ（A・B・C）のモータカップリング側及び反カップリング側の潤滑油入口配管のフランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	11月22日再審議にてグレード変更 D → C
19	4号機	復水前置ろ過装置再生用水逃し弁にシートパス（1滴／5秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	5号機	廃棄物地下貯蔵設備の使用済樹脂貯蔵タンク及び廃液スラッジサージタンク漏洩検出器液位スイッチ用ケーブル保護カバーに劣化が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	主復水器細管洗浄装置（A1）ボール回収器上蓋締付ボルトの空回りが認められたため、当該ボルトを交換	D	
22	5号機	復水前置ろ過装置差圧記録計に指示不良（一時的ステック）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
23	5号機	主タービンリフトポンプ（H）用逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	5号機	タービン建屋換気空調冷却装置冷水ポンプ（B）本体ベント弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	5号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）ポンプ（A）出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	6号機	タービン建屋地下1階バッテリー室空調機のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
27	6号機	原子炉局部出力領域モニタ（48-33A）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
28	集中環境施設	高温焼却炉設備直流電源用蓄電池No. 16及びNo. 45において、本体下部にひびが認められたため、当該蓄電池を交換	D	
29	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集ポンプ（B）運転時、インペラ部付近から異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
30	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液脱塩塔（A）出口導電率検出器のフランジ部に析出物が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
31	その他	高線量廃棄物保管系プールろ過器（B）差圧記録計の差圧が交換目安値（390kPa）になったため、当該フィルタを交換	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで